

電子帳簿保存法への対応を簡単な機器設置のみで実現 「セイコー ストレージサービス for 電子帳簿保存法」の提供開始

セイコーソリューションズ株式会社

セイコーソリューションズ株式会社（代表取締役社長：関根 淳、本社：千葉県千葉市、以下 セイコーソリューションズ）は、2024年3月15日より、電子帳簿保存法に対応する機器設置型のサービス「セイコー ストレージサービス for 電子帳簿保存法」の提供を開始します。

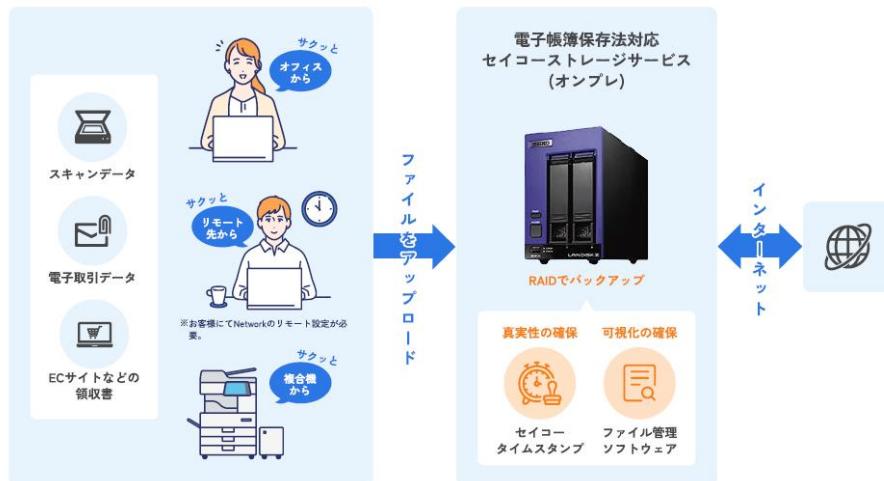


2024年1月に完全施行となった電子帳簿保存法により、企業間取引における電子取引のデータ保存は、法令に沿った対応が義務化されています。日々の業務の効率化を図れる一方、法令が改定されたことで、企業では電子帳簿保存法への対応が急務となっています。

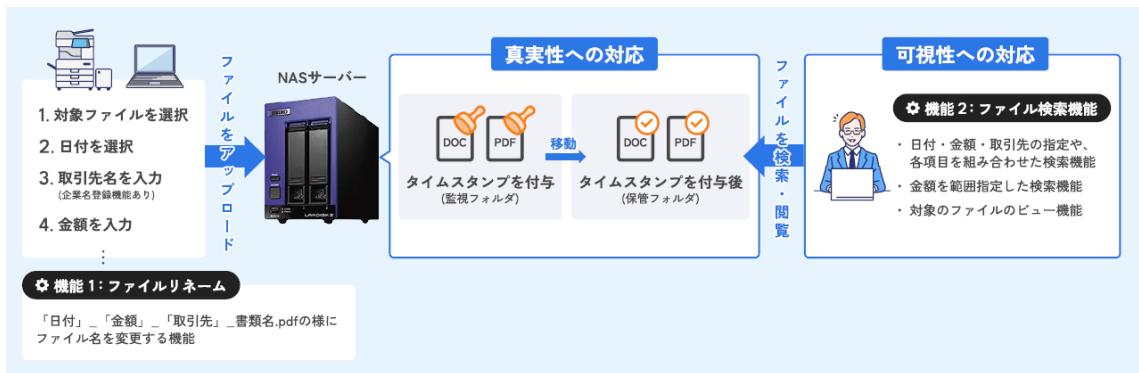
「セイコー ストレージサービス」は、大容量データの保管が可能な NAS サーバー (NAS:Network Attached Storage) と総務大臣認定のセイコータイムスタンプサービス(5年分)・ファイル管理ソフトウェアがセットになっており、「クラウド利用が難しい」「手元にデータを残したい」「データは自分で管理するので、手軽に安価に実現したい」といった要望を持つ中小規模の事業者向けのサービスです。NAS サーバーにデータをアップロードすると、自動でタイムスタンプを押印し、長期に亘りデータを保存しておく事が可能です。データ容量は 2TB (300 万を超える PDF ファイル) の保存領域を有しており、契約期間の 5 年経過後に、再契約にて新しい NAS サーバーに交換することにより、法人の書類保存期間 7 年間にに対応します。簡単な機器設置のみで、電子帳簿保存法が求めるデータ保存の要件を満たし、大容量データ保管とデータへのリモートアクセスを可能にします。

【セイコー ストレージサービスの特徴】

- ・オンプレミスのNASサーバーで、自社に取引情報を保存
 - ・総務大臣認定セイコータイムスタンプを搭載。「真実性」要件をクリア
 - ・セイコーのファイル管理ソフトウェアで「可視化」要件をクリア
 - ・月額利用料は、1万円より（5年間のデリバリー保守付帯）
 - ・充実のサポート（初期設置サービス、オンライン保守などの有償オプションを充実）



- 提供機能



お問い合わせは、下記 URL よりお問い合わせください。

また、販売パートナーを募集しています。

サービスサイト：https://www.seiko-sol.co.jp/products/storage_service/
お問い合わせ：<https://contact.seiko-sol.co.jp/si>

セイコーソリューションズは今後も、社会情勢の変化やお客さまのニーズにあわせ、流通する電子データの信頼性を保証するサービスの拡充を図り、企業の継続的な成長を積極的に支援していきます。

報道関係の方からのお問い合わせ先:

セイコーソリューションズ株式会社
マーケティングコミュニケーション部
担当:佐久間 e-mail:pr-center@seiko-sol.co.jp

お客さまからのお問い合わせ先:

セイコーソリューションズ株式会社
モバイルソリューション本部 モバイルソリューション営業統括部 MS 営業 2 部
担当:飯塚 e-mail:EP_support@seiko-sol.co.jp